

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成24年第3号
受付日	平成24年4月3日
送付日	平成24年4月3日
答弁受理日	平成24年4月17日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤 清助
所管部局	財政経営部

【件名及び質問の要旨】

別紙参照

先の2月定例月議会一般質問で、平成21年度少年自然の家・指定管理者モニタリングレポートにかかわって、総合コメントで支出について「・・・なおその他経費に計上された施設整備費に係る未執行分について返還等の協議が必要であると判断しています」と明言していることについて、お尋ねいたしました。

財政部長答弁では「把握していない」との答弁の後、「返還等の協議が必要としながら、協議もされていない返還も求めていないと言うのなら、行政の不作为で住民訴訟で市長に返還を求めるに値する事案」と指摘し見解を求めたところ、「事実確認をさせていただきたい」との答弁でありました。

お尋ねしますが、その後「事実確認」はされたのでしょうか？

事実確認されたのであれば、どういう事実が確認できたのかお答えいただきたい。

具体的に返還についての協議がなされたのか？

協議の日時、内容・結果についてお答えいただきたい。

同時に、総合コメントで明記している「その他経費に計上された施設整備費」についてですが、事業収支一覧表の項目「その他」には計画で、9924001円とあり、実施8941325円 計画対比 982675円とありますが、施設整備計画として計上された金額はいくらで、どういう施設整備内容であったのか示してください。

また、前記の 982675円 = 未執行分との認識判断であるのかお答えください。

項目「その他」9924001円の内訳及び実施8941325円の明細をお示してください。

少年自然の家・指定管理モニタリング総合コメントで示された「事業計画に計上された費用の未執行分については返還等の協議が必要である」との判断見解は、市の指定管理全般に適用される判断・見解と認識してよろしいか。